

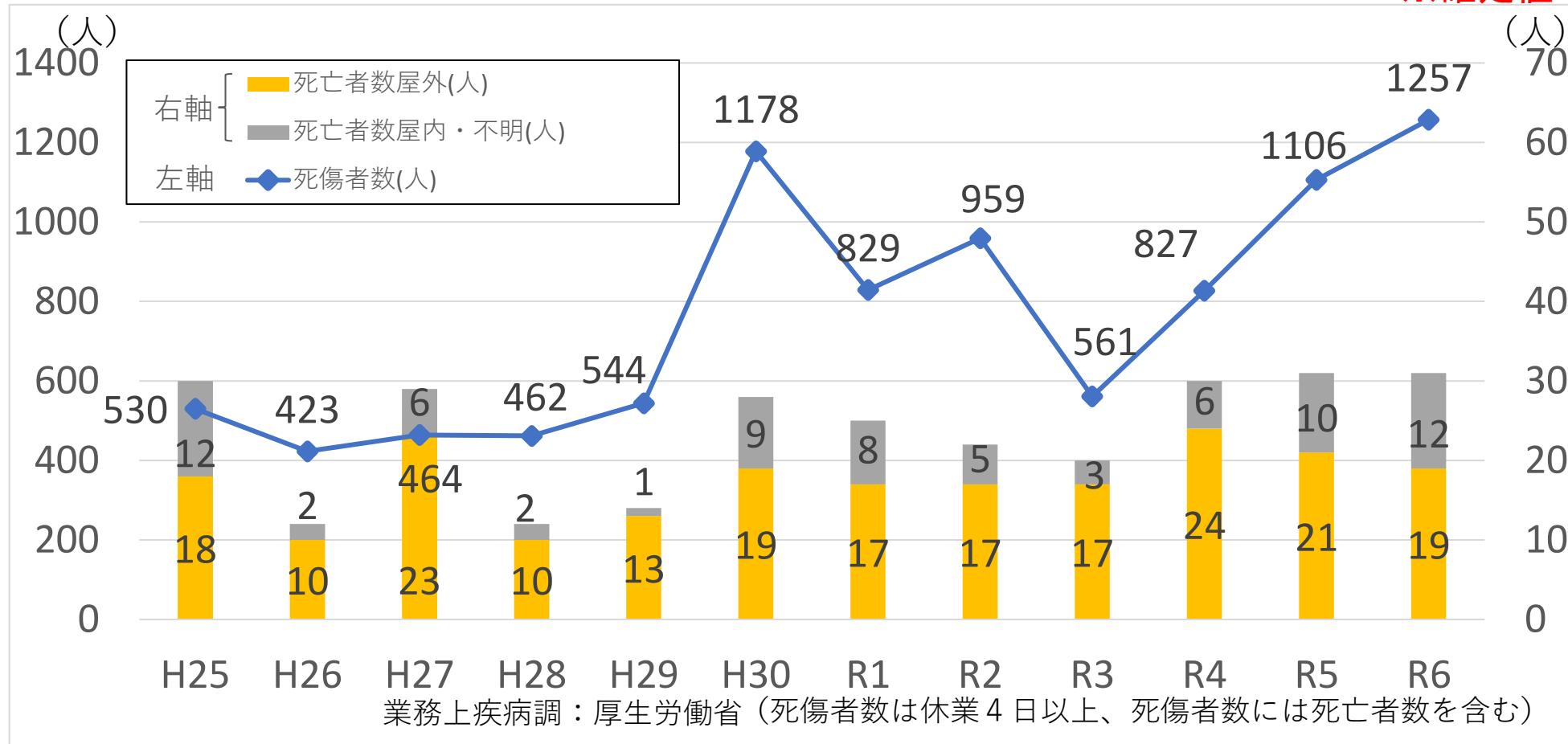


# これまでの職場における熱中症防止対策の取組について

第1回 職場における熱中症防止対策に係る検討会資料

# 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況 (H25~)

※確定値

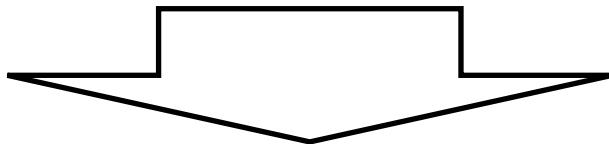


# 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

## 職場における熱中症による死亡災害の傾向

第174回安衛分科会資料（令和7年1月27日）

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 热中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」



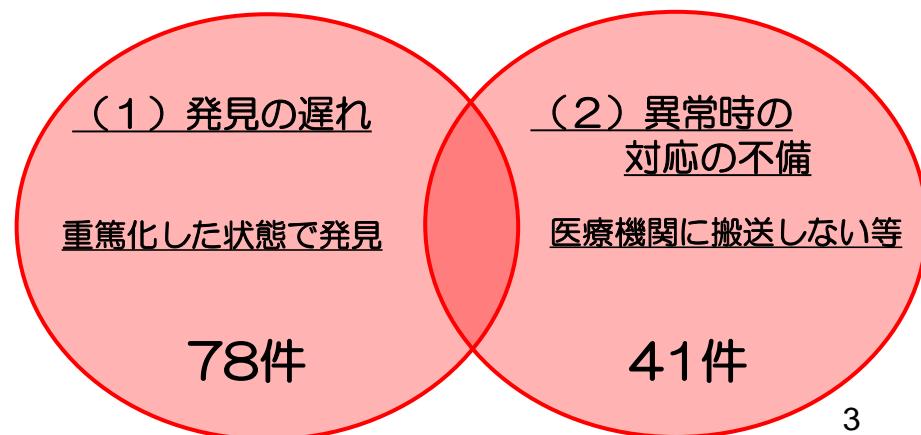
## 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



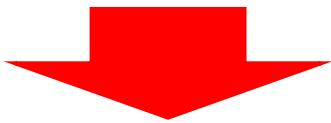
# 今後の熱中症対策について（案）

第174回安衛分科会資料

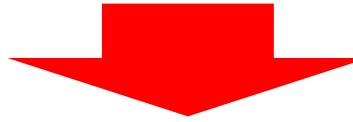
（令和7年1月27日）

## 基本的な考え方

見つける



判断する



対処する

現場の実態に即した具体的な対応

## 現場における対応

- 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に罰則付きで義務付けることとする。

- 1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つかった者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。 4

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

## 2 改正の概要

- 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
  - ①「熱中症の自覚症状がある作業者」
  - ②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
  - ①作業からの離脱
  - ②身体の冷却
  - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
  - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

## 3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月15日

(2) 施行日 令和7年6月1日

# 第174・175回分科会でのご意見を踏まえた今後の対応について

## いただいた主なご意見

### 1 制度の運用について

- 今年の夏に向けて、短い期間になるが、改正内容をしっかり周知すべき
- 新たに罰則付きで義務付ける内容や具体的な実施方法を明確にすべき

### 2 現場での周知について

- 周知等は口頭でもよく、周知した結果の記録の保存までは義務付けない旨を明確にすべき

### 3 現場の実情に応じた措置内容について

- 一人作業の場合など、連絡が困難な場合の対策を明確にすべき
- 救急隊や医療機関の負担が大きくなる可能性があるため、適切な搬送ができるよう、検討いただきたい
- 手順の作成だけでなく、手順に基づく措置の義務化についても今後、施行状況を踏まえて検討すべき  
　その際、休業に至らなかった事案も含めて、体制・手順等についてエビデンスベースで分析すべき

### 4 今後の予防策の検討について

- 予防策は重要であり、休業に至らなかった事案も含めて検証すべき

### 5 その他

- 今回、提示されたWBGT等の基準でこれまでの熱中症災害をカバーできているのか

## 今後の国の対応について

- 周知のためのリーフレット等を作成し、クール・ワークキャンペーン等を通じ広く周知する
- 義務付けの内容、範囲を条文上で明確にするとともに、具体的な実施方法を通達やリーフレット等で例示を含めて周知する

- 報告先等が確実に伝わることが必要であり、口頭による周知でも差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知では確実に伝わることが担保できないときには、文書の配布、掲示、メール等によるものとする
- 現場で周知した結果の記録の保存は求めない  
　しかしながら、労働基準監督署による確認に際しては適切に対応すること

- ウェアラブルデバイスの活用や他の事業者との連携など、現場の実情に応じた対策について通達で周知する
- 医療機関への搬送、判断に迷う場合等は、#7119等への相談等を通達等で明記し、リーフレット等で周知する
- 措置の義務化については、新たに立ち上げる検討会において改正省令の施行状況を踏まえつつ、具体的な手順内容の有効性も含め、データに基づき検討する

- クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図るとともに、新たに立ち上げる検討会において、休業に至らなかった事案の把握方法も含め、データに基づいた予防策の検討を行う

- 今回義務づける範囲により、労災死亡事例（R2-5災害調査で確認できているもの）のうち、約8割をカバーできる  
　その余は、「持病あり」、「体調不良」といった個別の状況も見られることから、通達等で同様の措置を推奨するとともに、クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図ることとしたい